

2025 年第 2 回県議会定例会一般質問と答弁（要旨）

＜質問日：2025 年 6 月 16 日（月） 13：25～14：25＞

たいら行雄

1. まず、九州電力が進める新たな「次世代革新炉」の建設について伺います。

今から 14 年前の 2011 年 3 月、東日本大震災によって福島第一原発が過酷事故を起こし、私たちに原発事故の恐怖を与えました。そして、全国の原発が一斉に停止するなど、『脱原発社会の実現』が喫緊の課題となりました。しかしその後、時の流れと同じくして、『原発依存』の逆流が次第に強くなりました。こうした中、昨年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は、停止中の志賀原発を破壊し、福島第一原発事故の記憶を再び蘇らせました。

このように、地震大国であるわが国においては、原子力発電は余りにも危険であることから、一刻も早く原発から脱却する必要性を改めて痛感させました。

ところが、今年 2 月政府は、第 7 次エネルギー基本計画を閣議決定し、現在稼働中の原発について 40 年を超える運転を容認するとともに、廃炉作業中の原発とは別の原発敷地内で「次世代革新炉」の建て替えを認めるなど、原発回帰へと大きく舵を切りました。

これを受けて九州電力は、先月 19 日に「次世代革新炉」の開発と設置を社内で検討する方針を 2035 年までのグループ経営ビジョンに盛り込みました。しかしながら、「次世代革新炉」なるものが、いかに改良されたとしても、原子力発電は、そもそも核分裂によって発生した熱を利用しての発電であり、その最大の問題である発電時に発生する放射性物質と使用済み核燃料を無害化する技術を、人類は未だに持ち合わせていません。したがって、安全で安心な県民生活を本気で希求するのであれば、再び過酷事故を起こす前に、原子力発電から脱却することが早急に求められています。

＜質問 1＞

- ① そこで伺う一点目は、危険な原発から脱却するために、九州電力に対し、川内原発 1・2 号機の運転停止や 3 号機増設の中止を求めることが必要と考えますが、知事の見解をお答えください。
- ② 二点目は、できるだけ早く原発依存から脱却するために、九州電力に対し、同社が計画する「次世代革新炉」の建設中止を求めることについて、知事の見解をお答えください。

2. 続いて、鹿児島県警の不祥事問題について伺います。

(1) まず、県警によって示された「再発防止対策」の策定後に発生した、県警幹部による

不同意性交および情報漏洩事件についてです。

この事件については、県警として再び県民の信頼を得るために再スタートを決意した矢先、またもやキャリア幹部が起こした事件である事から、極めて重大であることは言うまでもありません。そして、県警自らが作成した「再発防止対策」の策

定後に発覚した事件ということもあり、「再発防止対策」そのものに対する県民の信頼も失墜させてしまいました。さらには、犯人である前捜査二課長の処分内容が極めて軽かったことが、またしても県警の信頼を地に落としてしまったことは言うまでもありません。その上、処分内容の最終判断を下したのが、前任の本部長から交代して間もない現本部長であったことから、「鹿児島県警は、本気で県民の信頼を取り戻したいと思っているのか？」との疑念を抱かせました。したがって、いま県警として行うべきは、このような県民感情を率直かつ真剣に受け止め、『現本部長を先頭に、本気で組織改革に望むこと以外に道はない』ことを改めて肝に銘じて行動に移すことが何よりも重要であると考えます。

＜質問２＞

- ① そこで伺う一点目は、今回の不同意性交及び情報漏洩事件は、前捜査二課長という県警幹部が犯した罪であり、県警の信頼をさらに失墜させた点において重大であると考えますが、結果として停職１カ月の懲戒処分という極めて軽い処分でした。しかし、これまでの鹿児島県警が置かれた状況を考えるならば、本来はあり得ないものと考えますが、このような軽い処分に至った経緯と、本部長の見解を明らかにしてください。
- ② 二点目は、今回事件を起こした前捜査二課長の罪状は「情報漏洩」で、停職１カ月の軽い処分、しかも最終的には不起訴。一方、同罪とされる元生活安全部長は、逮捕、勾留の極めて重い処分とされました。このように、二人の処分内容は雲泥の差であり、この違いは到底理解できるものではありません。この点について本部長は、どのように理解しておられるか、説明および見解をお示しください。

(2)次に、「公益通報」の判断基準について伺います。

昨年の中 3 回県議会定例会において、「逮捕された元生活安全部長の情報流出問題については、『公益通報』ではなく『情報漏洩』である」と判断された根拠についての私の質問に対し、当時の県警本部長は、「前の刑事部長の氏名、住所、電話番号を記載した上で、公表を望んでいないストーカー規制法違反事件の被害女性の実名等を記載した文書を第三者に漏らしたから」と答弁されましたが、『公益通報者保護法』に照らせば、この答弁内容では、『公益通報ではない』とする根拠には当たらないのではないかと考えます。この事は、その後、マスコミ報道などで複数の専門家が「違法の可能性がある」と述べている事実からも推察できるものです。

- ① そこで伺います。こうした状況を踏まえ、改めて「公益通報者保護法」の何処（何条）を根拠に「公益通報」ではないと判断し、元生活安全部長の逮捕・勾留に至ったのか、県警として改めて明確にお示しください。

これで、一回目の質問とします。

1 九州電力が進める新たな「次世代革新炉」の建設について

1－1 川内原発 1, 2 号機の運転停止について

答弁者（危機管理防災局長）

原子力発電所の安全規制については、今月6日に本格施行された新制度において、高経年化した原子炉に対する規制の厳格化を図ることなどとされています。

具体的には、運転開始30年から10年を超えない期間ごとに、事業者が将来の劣化を予測するとともに劣化を管理するための長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受ける必要があるとされているところです。

川内原発1, 2号機については、九州電力が行った特別点検結果、劣化状況評価及び施設管理方針の策定等に関する長期施設管理計画について、原子力規制委員会による審査がなされ、昨年11月、1号機は運転開始50年まで、2号機は40年までの計画が認可されたところです。

同計画の九州電力による申請及び原子力規制委員会による審査の内容については、県原子力専門委員会において御確認をいただいているところであり、県としては、川内原発に関し、引き続き、県原子力専門委員会において、技術的・専門的見地から意見や助言を頂くこととしています。

今後とも、原発の立地県として、常に事故の発生を念頭に置き、県民の生命と暮らしを守る観点から、川内原発の安全対策・防災対策の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

1－2 川内原発3号機の増設及び次世代革新炉の建設への対応について

答弁者（知事）

川内原発3号機の増設及び次世代革新炉の建設への対応についてでございます。

先月19日に公表された九州電力の「経営ビジョン2035」において、次世代革新炉については、「次世代革新炉の開発・設置の検討」と記載されております。

次世代革新炉については、九州電力が令和3年に公表した脱炭素に向けたビジョンにおいて、既に同様の記載がされており、今回、同社の考え方に変更があったものではないと認識をしております。

九州電力からは、今回の公表に際し、「現時点で具体的地点を念頭に置いたものではない」、「川内原発3号機を含む原発の新增設やリプレイスについては、国のエネルギー政策や将来の電力需給の状況など、様々な要素を勘案し検討していくこととしており、現時点で決まったものは何もない」との見解が示されております。

私としては、川内原発3号機の増設は凍結するとの考え方に変更はございません。この考えについては、九州電力にもお伝えをしております。

再質問（たいら議員）

知事に伺いますが、今のご答弁からいきますと、原発については、脱却するというふうに聞こえてこないんですけども、仮にですけれども、3号機の凍結ということですが、いつかは解凍されるというふうに考えた場合に、3号機も動かして、そして、次世代革新炉も作らせるというふうなことも想定しないといけない事態に陥

るんじゃないかなと思いますが、それについては知事はどのようにお考えでしょうか。

答弁者（知事）

先ほど答弁申し上げましたように、九州電力の方でも、具体的に何ら決まったものがあるわけでもございませんし、そのような相談も受けておりません。

また、3号機を凍結するという中でそのようなことを想定するような状況には至っていないというふうに考えております。

2 鹿児島県警の不祥事問題について

2-1 県警察幹部による不同意性交事件及び情報漏えい事件について

答弁者（警察本部長）

前捜査第二課長に対する懲戒処分は、複数の女性と並行して不適切な交際を行い、不健全な生活態度をとる中、関係女性1名に自らが事件指揮に当たっていた事件の情報を漏らしたほか、別の関係女性1名から不同意性交等罪の被疑者として被害申告され、一連の非違事案を踏まえた再発防止対策を推進する県警察への信頼を著しく毀損させるとともに、公務の運営に重大な支障を生じさせたことを理由として行ったものであります。

元生活安全部長の事案との比較というご質問であります。刑事手続について申し上げます。前捜査第二課長につきましては、情報漏えいについて被疑者として取調べ、書類送致をいたしました。検察庁による捜査の結果、不起訴となったものであり、一方で、元生活安全部長につきましては、情報漏えいの被疑者として逮捕し、検察庁の捜査の結果、起訴されたものであります。

また、元生活安全部長につきましては、情報漏えい行為が退職後であったため、懲戒処分の対象とはされております。

いずれにしても、県警察においては、刑事手続においても、懲戒手続においても、それぞれの事案に応じて必要な捜査・調査を尽くし、その結果に基づき厳正に対応しているところでございます。

2-2 元生活安全部長の行為を公益通報ではないと判断した理由について

答弁者（警察本部長）

元生活安全部長の国家公務員法違反事案につきましては、元刑事部長の氏名、住所、電話番号を問い合わせ先として記載した上で、公表を望んでいないストーカー規制法違反事件の被害女性の実名等を第三者に漏らした事実で逮捕したものでありまして、このような事件の捜査と公益通報が直接関わるような事柄ではないと考えております。

なお、お尋ねの公益通報者保護法につきましては、第2条第1項において、「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」でないことを

公益通報の要件として規定しておりますところ、元生活安全部長が第三者に郵送した資料には、元刑事部長の氏名等が問い合わせ先として記載された上で、元刑事部長の名誉を害するような内容が記載されており、これは同項に規定する「不正の目的」に該当すると考えられることから、公益通報には当たらないものと認識しております。

再質問（たいら行雄）

公益通報の関係でいきますと、県警は元生活安全部長の訴えに対して、ネットメディアのほうにガサ入れを行っていますよね。

証拠を取るためだと思われますが、これについては公益通報のところからいくとあまりにもやり過ぎではないかという意見もあるが、本部長はどのような認識がございしますか。

答弁（警察本部長）

搜索についてでございます。

我々も報道の自由や取材の自由については、重々に承知しているところでございますが、今回の事件の捜査に必要であったため、搜索差押えを行ったということでございます。

この事と直接、公益通報かどうかに関わるものではないという認識でございます。

3. 続いて、令和7年度6月補正予算（案）について伺います。

(1) まず、医療施設等経営強化緊急支援事業についてです。

この間、医療機関の経営を巡る状況は深刻さを極めており、先日、「全国の約7割が赤字経営を強いられている」とのテレビ報道がありました。そして、その主な要因は、この間の物価高に伴う医療機器や材料費の高騰に加え、人件費の上昇と医師や看護師など、医療従事者の人員確保が困難なことによる収入減など、様々な要因があるとのことでした。

これに対し政府は、医療機関の経営状況の急変に対応するため、1,311億円の令和6年度補正予算を決定し、その事業化を進めているところです。こうした中、本県においては、今回の6月補正予算（案）で、医療機関に対する支援策が提案されているようですが、私が鹿児島市内のある民間病院に直接聞き取りを行ったところによれば、果たして目的に応じた成果が得られるかどうか、疑問を感じるところです。

<質問3>

- ① そこで伺う一点目は、県は今回の補正予算（案）において、どの程度の効果が得られると考えておられるのか、率直な見解をお示してください。
- ② 二点目は、現在の医療機関の経営が困難に直面している背景には、どのような要因があると分析されているのか、県の見解をお示してください。
- ③ 三点目は、現在の過酷な医療経営を支えるためには、国による紐付きの事業ではなく、県独自に予算措置を行い、直接支援を含めた（抜本的）支援

が必要と考えますが、県の見解を明らかにしてください。

(2) 次に、スポーツ・コンベンションセンター関連の予算について伺います。

今議会に提案されている『令和 7 年度 6 月補正予算（案）』において、スポーツ・コンベンションセンターの整備事業として、債務負担行為を含めて 9 億 3,500 万円の予算が計上されています。これについては、議会開会直前に行われた説明会の中で述べたように、「最も大切にすべき県民とのコンセンサスが、どの程度得られているか分からないことが最大の問題である」と考えます。特に、建設費用の高騰により、313 億円と説明していた当初予算に対して、昨年の 12 月議会では 488 億円と 1.5 倍に跳ね上がるなど、極めて短い期間のうちに、状況は一変しています。勿論、現在の県体育館は老朽化と狭隘化などの問題に直面しており、その事に対応可能な新しい体育館の建設そのものについては必要と考えますが、現時点で県が計画している新体育館は、余りにも巨額の投資であり、将来世代に「負の遺産」と称されないためにも、もう一度原点に立ち返る必要があると考えます。

そしてその事は、今議会に寄せられている多くの陳情が物語っています。

- ① そこで伺う一点目は、今回提案されている設計費用関係の補正予算を認めた場合、後戻りできないのではないかと考えられますが、県の見解をお示しください。
- ② 県民の誇りを感じる施設建設のためには、県民とのコンセンサスを何よりも重視することが必要であることから、改めて県民に新体育館構想の是非を問うことが求められると考えますが、知事の見解をお示しください。

4. 続いて、物価高騰に伴う中小企業への緊急の支援強化について伺います。

先行きの見えない物価高騰によって、多くの企業が深刻な経営難に陥っています。中でも、中小企業を取り巻く状況は深刻さを極めており、一刻も早くこの苦境から脱却しなければ、少なくない数の中小企業が倒産の危機に迫られます。

このような状況の下、県内 3,200 余りの中小業者が加盟する県商工団体連合会が行った『2025 年営業とくらしの実態調査アンケート』によれば、約 8 割の業者が物価高騰による経営難の悩みを抱えており、また、約 2%が廃業を検討しているとの結果でした。

こうした状況は、9 割以上が中小企業である本県の現状を考えるならば、極めて深刻な事態であると言わざるを得ません。加えて、約 7 割の事業者が「後継者がいない」と答えるなど、多くの事業者が後継者問題に直面している実態が明らかとなっています。この状況を一刻も早く改善するには、何よりも行政による緊急の具体的支援が求められています。

一方、こうした状況に鑑み、国は令和 6 年度の補正予算で、『重点支援地方交付金』として、総額 3,300 億円の予算措置を行い、本県に対し 66 億 3,900 万円余を配分しました。本県においては、令和 6 年度 3 月補正予算までに、28 億 4,200 万円余を活用したと聞いており、新たに、今年度の当初予算において、新規事業を含む 23 の事業に 32 億 2,500 万円余が予算化されました。これにより、現時点においては、国の『重点支援地方交付金』の予算執行率は 91.4%で、残る 5 億 7,200 万円余

について一刻も早く事業化し、有効活用することが求められています。

<質問4>

- ① そこで伺う一点目は、国による『重点支援地方交付金』の残額5億7,200万円余の活用について、岩手県、徳島県、群馬県、奈良県などで既に行われている
『物価高騰対策賃上げ支援金』も最低賃金が低い本県において、有効な事業の一つと考えますが、県の見解をお示してください。
- ② 二点目は、この間、中小業者においては、インボイス制度への対応が大きな経営負担となっており、インボイス制度の廃止は喫緊の課題と考えますが、インボイス制度の廃止について、知事の見解をお示してください。
- ③ さらに、消費税が5%に減税されれば、インボイス制度の必要性がなくなることから、消費税減税がインボイス制度廃止のための最も有効な手段と考えており、「消費税減税」を国に求めることが重要と考えますが、知事の見解をお示してください。

これで、二回目の質問とします。

3 令和7年度6月補正予算（案）について

3-1 医療施設等経営強化緊急支援事業実施による効果について

答弁者（保健福祉部長）

令和7年度6月補正予算（案）についての御質問のうち、医療施設等経営強化緊急支援事業実施による効果についてでございます。

本事業は、国の令和6年度補正予算で医療機関等に対する緊急的な支援として創設された、「人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ」を活用し、更なる賃上げに向けた生産性向上・職場環境改善等の支援や物価高騰等により施設整備等が困難となっている医療機関への支援、分娩取扱件数が減少している施設への支援などを実施するものであります。

県としましては、足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、医療人材の確保・定着、施設整備の促進などが図られ、地域に必要な医療提供体制の確保に繋がるものと考えているところです。

3-2 医療機関の経営を困難としている要因及び県の直接支援について

答弁者（保健福祉部長）

保険医療機関は、国の公定価格である診療報酬により運営されており、診療報酬は、2年に1回改定がなされているところです。

令和6年度診療報酬改定では、物価や賃金の上昇等を踏まえて引き上げが行われたところでありますが、昨今の光熱水費、材料費、人件費等の運営コストの上昇は、診療報酬改定の引き上げ分を上回っている状態にあり、運営コストを価格に転

嫁することができないことなどが、経営難の背景にあると考えられます。

保険医療機関の危機的な経営状況は全国的な課題であり、まずは、国の一元的な対応が必要であると考えています。

県としましては、このような状況を踏まえ、地域の医療提供体制を将来にわたって維持・確保するため、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬の改定、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に診療報酬をスライドさせる仕組みの導入、緊急的な財政支援などについて、先月１５日に全国知事会を通じて国に緊急要望を行ったところであります。

３－３ スポーツ・コンベンションセンターの設計に係る補正予算が議決された場合の県の考え方について

答弁者（観光・文化スポーツ部長）

令和７年第１回県議会定例会におきましては、事業費について推計値をお示したところ、推計値では議論が深まらない、議会がしっかりと議論できる詳細な建設費を示してもらいたい、などの御意見を頂きました。

設計を行い、具体的な建設費が明らかになることで、有利な地方債の対象となり得る経費を見込むことも可能になると考えております。

これらを踏まえまして、県としましては、まずは設計費を計上する必要があると考えたところです。

また、昨年実施した事業者ヒアリング結果等を踏まえると、建設コストにつきましては、何年か待てば落ち着くかということなどが見込めず、むしろ、今後も労務費等は上昇する可能性が高いと考えています。

このようなことから、県としましては、できるだけ早く設計を行い、実際の建設費をお示しする必要があると判断し、スポーツ・コンベンションセンターの設計費等を６月補正予算に計上することといたしました。

今回の補正予算に計上しておりますのは設計に要する経費のみであり、議決をいただけた場合には、今後、設計を行った上で実際の建設費を見込み、改めて建設に要する経費につきまして、県議会に予算議案を提案し、御論議をいただきたいと考えております。

３－４ スポーツ・コンベンションセンターの整備に関する県民意見の把握について

答弁者（観光・文化スポーツ部長）

令和３年度に行ったスポーツ・コンベンションセンターの基本構想の策定に当たりましては、同センターの整備について県民の皆様から意見募集を行い、２３４名から４７８件の御意見を頂き、これらの御意見を踏まえ、景観への配慮や防災への対応、渋滞対策などを基本構想（案）に盛り込みました。

その後、基本構想（案）につきまして、パブリックコメントを行い、整備に当たっての地域資源の活用など、１８名から１１２件の御意見を頂きました。その上で、

必要な記載を追加し、県議会の御了承を得て、基本構想を策定したところです。

県民の皆様から検討過程において頂いた御意見につきましては、その一つ一つに県の考え方を整理した上で、ホームページにてお示しいたしました。

基本構想の策定後も、「知事とのふれあい対話」で直接県民の皆様方の声をお聞きしたほか、「知事へのたより」や「県政かわら版」のアンケートにより、県民の皆様方の御意見を伺ってきました。

「知事とのふれあい対話」におきましては、「M I C Eを誘致できる施設にしてほしい」、「物価の上昇を考えると早く整備してほしい」、「県産木材を多く使用してほしい」など、整備に期待する御意見を頂いた一方で、同センターの防災面での活用を懸念するなどの御意見を頂きました。

「知事へのたより」につきましては、15件の御意見が寄せられ、「体育館には展望スペース等を設置し、行きたくなる場所にしてほしい」など、整備に期待する御意見を頂いた一方で、周辺の景観に配慮すべきなどの御意見を頂きました。

昨年9月の入札不調後におきましては、令和6年第4回県議会定例会におきまして、「313億円以内で整備できる体育館を再検討すべきではないか」、「一度立ち止まってもよいのではないか」、「白紙に戻したらどうか」などの厳しい御意見を頂きました。

また、「知事へのたより」でも、事業の中止などを求める2件の御意見を頂きました。

このような御意見を踏まえ、令和7年第1回県議会定例会におきまして、スポーツ・コンベンションセンターを整備する意義や県財政への影響などについて説明するとともに、本年4月号の「県政かわら版」に、スポーツ・コンベンションセンターの特集を掲載し、同様の内容について、県民の皆様にも、Q & Aを用いて分かりやすく周知を行いました。

この特集記事を御覧になった方からは、「県のシンボルとして誇れる施設を建設してほしい」、「コンサートなど色々な催しでわくわくできる施設にしてほしい」、「素晴らしい施設になることを期待するが負担軽減に努めて欲しい」など35件の御意見を頂きました。

今議会には多くの陳情が出されており、「白紙撤回や計画の見直し」、「丁寧な説明と意見交換」を求めるといった内容がある一方で、「スポーツ・コンベンションセンターを早期に整備してほしい」、「観客席数を基本構想どおりの8千席としてほしい」といった内容もあると承知しております。

先月30日には、県市長会と県町村会から、スポーツ・コンベンションセンターの早急かつ着実な整備についての強い御要望を頂きました。

加えて、奄美群島市町村長会からも、基本構想に基づき県大会などの開催が十分に可能である規模で、本港区エリアにおいて着実に整備を進めることについての御要望を頂きました。

県民の皆様には様々な御意見があることは承知しており、今後とも、あらゆる機会を通じて、積極的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

再質問（たいら議員）

スポーツ・コンベンションセンターのことにつきまして知事に伺いたいと思いますが、このたびの議会において、陳情がかなり出ておりますけども、その中に、県民投票を行って欲しいというような意見等もありますが、現段階で、知事として、県民投票を行うというふうな、そういうお考えにはありませんでしょうか。

答弁者（知事）

県民投票については、これまでもそういった御質問いただいておりますが、これまで基本構想の中において施設の規模・機能・構成等について、しっかりと整理がなされてきております。

一方で物価の高騰、人件費の高騰といった中で、今後、財源をどういうふうに確保していくかということが焦点となっているところでございまして、この段階において、県民投票を行うということについては、慎重に検討する必要があると考えております。

4 物価高騰に伴う中小企業への緊急の支援強化について

4-1 「重点支援地方交付金」を活用した賃上げ支援について

答弁者（商工労働水産部長）

物価高騰に伴う中小企業への普及の支援強化についてのご質問のうち、重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援についてでございます。

岩手県などが行っている支援金は、企業の賃上げ原資として直接的な補助を行うことで、賃上げを促進するものでございます。

労働者の待遇改善につながる一方で、事業者にとっては、一時的に人件費上昇の負担が軽減されるものの、補助金の終了後は経営圧迫の要因になると考えております。

このようなことから、県としては、企業の稼ぐ力の向上を図り、賃上げに結びつくような事業環境を整備することが重要であると考えております。

このため、賃上げの原資が確保されるよう、今年度は、「重点支援地方交付金」から約10億円の予算を確保し、引き続き、中小企業の生産性向上等の取組を集中的に支援することとしております。

併せて、価格交渉等を効果的に進めるための企業向けセミナーを新たに実施することなどを通じて、円滑な価格転嫁を促進し、中小企業等の賃上げに向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

再質問（たいら議員）

重点支援地方交付金の件ですけれども、残額が5億7千2百万円余あると伺っておりますが、これについてどのような事業を今後展開されていくのかということにつきまして、もう見通しは立っているのでしょうか。

答弁者（総務部長）

重点支援地方交付金につきましては、これまで物価高騰の影響を受けている生活

者や事業者の負担軽減、また、危機に強い経済構造へ転換するための中小企業のDX化等集中的な支援などを行っているところでございます。

早期な予算化が必要ということで、これまでも令和6年の補正予算あるいは令和7年度の当初予算、今回の6月補正予算でも活用しているところでございまして、引き続き、物価の状況等を注視しまして、今後の国の経済対策等も踏まえ、必要な対応に活用してまいりたいと考えております。

4-2 インボイス制度の廃止と消費税減税を国に求めることについて

答弁者（総務部長）

日本商工会議所及び東京商工会議所が令和6年9月に公表した実態調査の結果によりますと、インボイス制度導入により増加した事務負担としては、仕入れ先のインボイス発行事業者登録状況の確認事務やインボイス受領時の登録番号確認事務などが、また、増加した経費としては、システムの改修経費などが挙げられております。

こうした中、国においては、事務手続に関する相談窓口の設置のほか、事業者登録番号を自動的に確認する機能等を備えたインボイス対応の会計ソフトやハードウェアの導入費用を補助するなど、事業者の負担や経費軽減のための様々な対策を実施しているところでございます。

インボイス制度につきましては、複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から必要な制度として導入されたものと認識をしており、円滑な運用に向けて、県としても、事業者からの問合せがあった場合には、必要に応じて税務署等の相談窓口を案内するなど、引き続き、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

消費税は、国・地方におきまして、急速な高齢化などに伴い社会保障関係経費が増加する中において、全世代型社会保障制度を支える重要な財源となっております。

また、消費税額の約4割は地方税財源であり、その減収は、地方団体の財政運営に大きな影響を及ぼし、ひいては行政サービスの質と量の低下を余儀なくされることも懸念されます。

このようなことから、国におきましては、消費税の議論に当たって、地方への影響を十分に考慮し、地方の財政運営に支障が生じないように丁寧に議論していただきたいと考えております。

5. 次に、子ども医療費の自己負担（3,000円）の廃止について伺います。

子ども医療費助成制度について、本年4月から全ての未就学児を対象に現物給付制度へと改善されました。しかしながら、これまで県医師会や保護者団体が求めている内容に照らせば、現在の補助制度は極めて不十分であると考えます。こうした状況を踏まえ、私ども共産党鹿児島県委員会は、先日、現行の子ども医療費助成制度の高校卒業までの拡大を含む、『子育て支援に関する要請署名』3,550筆を塩田知事宛に提出したところです。

さて、新たな『子ども医療費助成制度』については、一定の改善であると評価す

るものですが、一方で、これまで県が独自に課している 3,000 円の自己負担が継続されていることは看過できない問題です。そのため、市町村では患者負担を軽減するために、その自己負担金を市町村自らが肩代わりしており、脆弱な市町村財政を圧迫しています。

したがって、この事を一刻も早く改善するためにも、県が独自に行っている 3,000 円の自己負担について撤廃することが必要と考えます。

<質問 5>

- ① そこで伺う一点目は、県制度上の 3,000 円の自己負担について、市町村の直近 3 年間の金額を年度ごとにお示しください。
- ② 子育て支援の関係で自己負担を無くしていくことは重要と考えますが、県の見解をお答えください。

6. 続いて、県営住宅の運営に関する問題の改善に向けて伺います。

(1) まず、県営住宅を退去する際の高すぎる原状回復費についてです。

これまで「公営住宅の退去時の費用が高すぎるので何とかして欲しい」との相談が共産党県議団にも寄せられています。これについては、当然、長期間にわたって入居されてきた場合は、経年劣化との関係で相応の修繕費（＝原状回復費）が必要となることは一定理解できるものですが、自治体によってその額は様々であり、鹿児島市営住宅の退去時の原状回復費が全国の中核市との比較において、あまりにも高額であることが国会でも取り上げられました。そして、県営住宅についても同様の相談が寄せられていることから、退去時の原状回復費について改善が必要と考えます。

<質問 6>

- ① そこで伺う一点目は、現時点における県営住宅の入居者負担分の退去費用について明らかにするとともに、県と退去者の負担区分（割合）の妥当性について、県の見解をお示しください。
- ② 二点目は、入居者の退去費用の負担を軽減する観点から、負担区分（割合）の見直しを行うとともに、抜本的対策を検討する必要があると考えますが、県の見解をお示しください。

(2) 次に、県営住宅入居時の保証人制度の運用について伺います。

平成 30 年、国土交通省の標準条例改正が行われ、県営住宅への入居に際しては、それまで 2 名の保証人の明記が変更されました。これに基づいて、本県においても改善が図られましたが、現在においても、有料の保証会社に依頼する場合を除き、原則として入居に際しては 1 名の保証人を立てることが義務付けられており、このことが入居希望者の障壁の一つとなっています。これに対し、全国では既に「保証人なし」の制度が広がっており、残念ながら、本県の制度は時代遅れであると言わざるを得ません。

- ① そこで伺います。県営住宅への入居率向上のためにも、一刻も早く改善を図ることが求められると思いますが、県の見解をお示しください。

7. 最後に、県立高校の空調設備の光熱費負担について伺います。

県教委は、本年度の当初予算において、県立高校に設置されている空調設備の光熱費に

ついて、今年度から県が負担することで約 1 億円が予算措置されました。そして、そのための前提として、これまで PTA や同窓会組織がリース会社に委託してきた空調機器について、県教委に無償で機器の所有権を移管することが求められています。そのため、県内の全 61 校のうち、この前提条件への対応ができない組織が存在しており、その数は県内 6 校の公立高校に及ぶとのことであり、当該の PTA から改善に向けた相談が寄せられています。具体的には、これまで PTA や同窓会組織が契約してきた空調機器のリース代金は、年間で数百万円もの負担となっており、現段階において委託業者とのリース契約の残金は、数百万円～数千万円とかなりの高額となっているとのこと。そして、県教委に空調機器を無償提供するためには、現在契約しているリース代金の残金を一括返済して、所有権を一旦 PTA が取得した後に県教委に無償提供する流れとなります。

そのため、それぞれの PTA や同窓会組織によってばらつきがあり、複数年に渡る残金が数千万円にも上る例もあることから、高額な残金を一括してリース業者に支払うことが困難であり、このことが最大の要因となっているとのこと。

<質問 7>

- ① そこで伺う一点目は、このような実態を県教委は事前に把握されていたか。
仮に、把握されていたのであれば、この問題への対応をどのように考えておられたのか、県教委の見解をお示してください。
- ② 二点目は、今回の光熱費負担は、「県立高校の普通教室」を対象としていますが、実習室などの普通教室以外の教室への対応をどのように考えておられるのか、県教委の見解をお示してください。
- ③ 三点目は、全ての県立高校を平等に取り扱うためには、一時的に県教委がリース代を肩代わりするなどの措置を講じることが必要と考えますが、県教委の見解をお示してください。

以上で、すべての質問を終わります。

5 子ども医療費の自己負担（3,000円）の廃止について

5-1 市町村における直近3年間の県制度上の自己負担額について

答弁者（子ども政策局長）

市町村における直近3年間の県制度上の自己負担額についてでございます。

県の子ども医療費助成事業に係る市町村への補助につきましては、住民税課税世帯の助成対象乳幼児が受けた保険給付に係る自己負担金から月額3千円を控除して得た額に2分の1を乗じて補助しているところです。

市町村への補助額を算出する際に控除した自己負担額の直近3年間の金額につき

ましては、令和４年度が約６億２千９百万円、令和５年度が約７億６千５百万円、令和６年度が約７億９百万円となっており、３年間の合計で約２１億３百万円となっております。

５－２ 子ども医療費に係る自己負担額の廃止について

答弁者（子ども政策局長）

次に、子ども医療費に係る自己負担額の廃止についてでございます。

本年４月に開始した新たな子ども医療費助成制度につきましては、限られた財源を子育て支援の様々な重要な施策に有効的に活用するため、対象年齢は支援の必要性が特に高い未就学児までとすることとし、自己負担は現行どおりとしたところで

す。

自己負担の廃止につきましては、新たな制度の運用により、受診機会の増加やこれに伴う県の負担増が見込まれることから、当面、新たな制度をしっかりと運用しつつ、運用状況や県負担額の状況等を踏まえる必要があると考えております。

子ども医療費助成制度につきましては、全国共通の課題であり、全国一律に実施すべきものと考えており、県開発促進協議会等において「国の責任において全国一律の医療費助成制度を創設すること」を繰り返し国に要望しているところであり、引き続き、様々な機会を捉えて国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

質問 ６ 県営住宅の運営に関する問題の改善に向けて

６－１ 県営住宅を退去する際の高すぎる原状回復費について

答弁者（土木部長兼本港区まちづくり総括監）

県営住宅の退去時修繕については、入居者の費用負担義務を県条例で定めており、軽微な修繕及び入居者の責めによる汚損破損に要する費用について入居者に負担いただいております。それ以外の修繕に要する費用については県が負担しているところです。

令和６年度に県営住宅を退去した世帯は全体で約５８０件あり、うち鹿児島市内の１１０件を対象に調査した結果、その修繕費用については、平均で約５１万円、うち約１８万円を入居者が負担、残る約３３万円を県が負担しているところです。

なお、入居時に県条例に基づき３か月分の敷金を預かっており、入居者が負担した修繕費約１８万円のうち、約８万円については、敷金を充当しております。

民間賃貸住宅の場合、軽微な修繕に要する費用は、一般的に家賃に含まれているものの、公営住宅については、家賃を低廉化するため、毎月の家賃に含まれておらず、退去時に負担いただいているところであります。

６－２ 県営住宅の保証人制度について

答弁者（土木部長兼本港区まちづくり総括監）

県営住宅の入居の際に必要な連帯保証人については、令和元年度まで2人求めておりましたが、入居を希望される方が入居しやすくなるよう、令和2年度から1人に緩和するとともに、個人に加えて、法人による保証を認めたところです。また、県は、令和3年度に家賃債務保証法人による機関保証を導入し、入居者が機関保証を利用する場合は、連帯保証人を不要とする取扱いといたしました。

連帯保証人については、県営住宅の管理運営を円滑に行うため、その確保を求めているものの、引き続き、他県の状況などを踏まえつつ低額所得者等の住まいの安定確保に取り組んでまいりたいと考えています。

7 県立高校の空調設備の光熱費負担について

7-1 県への移管が困難な学校への対応及び全ての高校を平等に取り扱うための措置について

答弁者（教育長）

P T A等により設置していただいた普通教室の空調設備の光熱費を公費負担とするためには、原則として県に移管手続きを行い、県が空調設備の所有権を得る必要があります。

P T A等がリース契約で空調設備を設置している場合は、所有権移転には、リース契約を整理していただくことが必要となりますが、それぞれで契約内容などが異なることから、県教委としては、各学校に対し、繰上償還についてP T A等と話し合って、移管の手続きを行うように依頼してきたところです。

これを踏まえ、各学校・P T A等においてリース契約関係の整理に取り組んでいた結果、5月末時点で、県が空調設備を設置した学校を除く51校のうち、38校が移管終了、4校が移管手続き中ですが、残り9校については繰上償還ができず、当面、移管が困難な状況であると承知しています。

繰上償還が困難な学校のリース代の残債を県が負担することについては、空調設備を購入し設置した学校や、既にリース代を完済又は繰上償還を行い、県に移管した学校との公平性を考慮すると困難ですが、これらの学校の光熱費について、実質的に保護者負担をなくすことができないか早急に検討してまいります。

7-2 対象外とされている実習室などへの対応について

答弁者（教育長）

特別教室等の光熱費を公費負担とするためには、普通教室と同様、原則として県に空調設備を移管する必要がありますが、移管については、限られた財源の中で、既存校舎の老朽化への対応や特別支援学校等の環境改善など、優先して取り組むべき課題も踏まえる必要があります。学校施設の整備全体の中で検討していくべき課題であると考えています。

再質問（たいら議員）

先ほど言いましたリース代金を一括返済できないところ等について残金が残っているところですが、これは徳島県では肩代わりをしているという状況があるようです。ですから、そういう意味では、そういう全国の状況等も調べていただきながら、県として対応していただきたいですけれども如何でしょうか。

答弁者（教育長）

他県における公費負担の経緯等は承知しておりますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、本県におきましては、既にリース代を完済又は繰上償還を行い、県に移管した学校との公平性を考慮すると、リース代の残金を負担することは困難です。ただし、これらの学校の光熱費について、実質的に保護者負担をなくすことができないか早急に検討してまいります。